

平成二十二年二月九日提出
質問第九四号

日本郵政グループの物品調達に関する質問主意書

提出者 柿澤未途

日本郵政グループの物品調達に関する質問主意書

郵政改革担当大臣である亀井静香国務大臣は、本年二月五日の衆議院予算委員会で下地幹郎委員の「地方の郵便局が買う鉛筆一本まで東京で全部契約して送り出している」との指摘に対し、「二年前から、地域への調達は地域に発注していたのを、今は中央で一括発注している。郵政改革によって地域を元気にしていく、そういうことにおいては大変な阻害要件になる。地域を大事にしていく、そのことを物品調達の面できっちりとやらせる。今までの契約関係はやめさせる」という趣旨の答弁を行った。

これについて、以下、質問する。

一 日本郵政株式会社では「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」と同時に「調達コスト削減プロジェクト」を立ち上げ、物品調達等のコスト削減に取り組んできたと理解しているが、これまでの調達コスト削減の取り組みの内容及び成果、コスト削減額を具体的に明らかにされたい。

二 平成二十一年十一月二十四日提出「日本郵政株式会社の人事等に関する質問主意書」に対する鳩山内閣の答弁書によれば、「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書の内容が実行されるかどうかとの質問に対して、「日本郵政株式会社の経営判断によるものであり、政府としてお答えする立

場にない」との見解を明らかにしている。右記亀井大臣の答弁の趣旨は政府主導で日本郵政グループの物品調達の既契約を解除する、又は今後の調達手法及び調達先を見直す方針を述べたものと理解できるが、右記質問主意書に対する答弁書の「日本郵政株式会社の経営判断」の範疇に属するものではないか。

三 もし、日本郵政の経営判断ではなく、亀井大臣の発言を政府の政策とする場合、その根拠法と条文を示していただきたい。

四 「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書への対応と、日本郵政グループの物品調達に関する対応と、日本郵政株式会社の経営判断事項に対する政府の関与のあり方についての見解が異なっていると思われるが、そのような相違が生じている理由は何か。

五 亀井大臣の答弁した「物品調達の見直し」には、競争入札によっていた契約を随意契約に切り替えることが含まれるか。

六 亀井大臣の答弁した「物品調達の見直し」は、「郵政事業の関連法人の整理・見直しに関する委員会」の報告書に記載されている関連法人との特別な取引関係の復活を意図したものでないか。
右質問する。